

「金融再生」とリレーションシップバンキング： 地域・中小金融問題を中心として

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2011-08-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 居城, 弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00005834

論 説

「金融再生」とリレーションシップバンキング —地域・中小金融問題を中心として—

居 城 弘

はじめに

90年代の長期にわたる経済的不況は、大量の不良債権を抱える金融システムの不安定を増大させたが、97.8年の大手銀行・金融機関の破綻に至り我が国金融システムの危機的状況はピークに達し、金融危機対策は新たな段階に移行する。金融機関の破綻処理のためのスキームが早急に構築され、破綻金融機関の処理のための受け皿や、公的資金注入の枠組み、不良債権処理などが整備された。しかしその後も不良債権処理は経済の「デフレ」的状況が克服されないなかで遅々として進展を見せず、金融不安は地域経済の疲弊と地域・中小企業に対する金融機関の貸し渋りや貸し剥がしの広がりのおかげで、危機的様相を深めていった。我が国の経済・金融危機の深刻化とともに、そこからの脱却を求める内外の圧力・要請もしだいに強まっていった。企業が過剰債務にあえぎ、銀行が不良債権の処理に明け暮れるという日本経済がはまり込んだぬかるみからの脱出策が模索され、2002年9月30日には「総合デフレ対策」が打ち出された。不良債権処理と借り手企業の再生を一体的に進めるとともに、不良債権処理に伴うデフレ圧力の緩和のため、雇用や中小企業対策などの「安全網」の整備がもとめられ、「財政措置」の追加の方向が示された。「総合デフレ対策」の一環として、「金融再生プログラム」は不良債権処理スキームの「転換・加速」を目指すものとしてまとめられた。従来までの処理スキームとの違いや、産業再生との関連など、論点はきわめて多岐にわたるが、本稿では、金融再生プログラムの全体的な検討ではなく、金融再生プログラムが地域・中小金融にどのような影響を及ぼすこととなるか、それに対してどのような新たな対応策の必要が検討されているかについて、主として金融審議会や金融庁などによる報告書を中心に検討し、とくに地域・中小金融に焦点を当てて、「金融システム改革」の進展を追跡することを課題とする。¹

¹ 我が国の金融システムのこれまでの流れのなかで、「地域・中小金融問題」がどのように位置づけられ、これに対してどのような「対応策」がとられてきたかを検討したものとして、拙稿、「金融システム改革論における地域・中小金融問題について」（静岡大学『経済研究』9巻4号、2005年）がある。本稿はそのような問題意識から、この論稿に直接続くものとして執筆されたものである。

【1】『金融再生プログラム』

2002年10月30日、金融庁は、「総合デフレ対策」の一環としての金融行政の指針として、『金融再生プログラム』を公表した。²日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復するためには、まず主要行の不良債権問題を解決することが必要との認識から、2004（平成16）年度までに主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させるとともに、「構造改革を支えるより強固な金融システムを構築することをめざして、主要行の資産査定を厳格化、自己資本の充実およびガバナンスの強化などについて、行政の取り組みを強化する方針を示したもの」³である。

大手行の不良債権を2004年度までにほぼ半分程度にまでに減少させるという政策目標を掲げてこれを実施するためには、当然、相当に「強力な行政主導」による推進が必要なことはいうまでもない。それと同時に、「改革の加速」がもたらす様々な摩擦や軋轢、さらには各方面への経済的圧迫を含めた深刻な影響が増大することが予想されるのであって、金融の「構造改革」の推進に当たり、次の3点にわたる金融システムの「枠組み」の構築を提起することが必要となった。①新しい金融システムの枠組み、②新しい企業再生の枠組み、③新しい金融行政の枠組み、がそれぞれである。それぞれについての内容や、その必要性についての政策当局の認識およびその根拠・背景について見ておくことにしよう。

1 新しい金融システムの枠組み

(1) 最初に不良債権処理の加速がもたらす国民の不安への対処の必要ことが強調されている。それが「安心できる」金融システムの構築として提起された内容である。具体的には、金融行政に対する国民の「信頼」確保の重要性が問題とされていること、さらに決済機能の安定確保のために「不良債権処理の加速等の政策強化を進める中で、預金者にいたずらに不安を与えることのないよう、ペイオフの完全実施を延期する」ほか、「金融問題タスクフォース」を設置して、処理目標の達成状況をモニタリングする体制を作った。

(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮

主要行の不良債権処理の加速によって、中小企業の金融環境が「著しく悪化」することについては金融庁も認めていたことがここからも明らかであろう。そこで、中小企業貸出の新たな担い手の参入促進をはかること（銀行免許認可の迅速化、中小企業貸出信託会社の設置推進）、健全化計画での中小企業貸出計画の達成状況を監視し、達成度の低いケースでは、業務改善命令、改善策の報告を求める。中小企業の実態を反映した検査を確保し、借り手企業に対して「金融検査マ

² 全銀協編、『金融』2002年12月号、以下、「金融再生プログラム」の内容についての引用はこの資料による。

³ 柴田 聡、「金融再生プログラム」について、全銀協編、『金融』2003年2月号

ニューアル別冊（中小企業融資編）」の趣旨・内容を徹底する。金融機関による不当な「貸し剥がし」等が発生しないようモニタリング体制を強化する。「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を金融庁内に設置し、金融機関から貸し渋りや貸し剥がしなどの不当な扱いを受けた場合、直接通報できるように受付窓口を設置し、通報された内容に重大な問題があると判断された場合、報告を徴求、検査、行政処分を行う。

金融庁自身、中小企業金融の領域で金融機関の債権圧縮とバランスシート調整、自己資本比率の維持・確保への圧力から、広範囲にわたって「貸し渋り・貸し剥がし」が進行していると認識していることを確認しておこう。

（3）不良債権問題終結に向けた政府の積極的関与と具体的措置

経営が悪化した大手行、経営難に陥った金融機関の資本不足状況の発生に対して、以下での「特別支援」枠組みの下で政府・日銀が一体となつての支援体制の整備が図られる（日銀特融による流動性対策での金融危機対応、預金保険法にもとづく公的資金の投入など）。「特別支援金融機関」における経営者の責任の明確化をもとめること、管理方法（新勘定、再生勘定に分離）、新しい経営陣による事業計画のモニタリング、公的資金の迅速な投入のための新制度の創設についての検討などが盛り込まれている。これについては大手金融機関側から激しい抵抗が行われたことは記憶に新しいところである。経営危機の認識の判断、公的資金投入、優先株の普通株転換を通じた政府による経営関与や、「実質国有化」などの方向が盛り込まれた。⁴

2 新しい企業再生の枠組み

① 不良債権処理の加速は、借り手企業の再生を進める枠組みの整備と車の両輪の関係にあるとされる。そのためには、これまでの銀行と企業のつながりを断ち切って、あらたな企業の再生、「整理」の枠組みが必要となるということであろう。従来の不良債権処理が金融機関だけに集中していたのに対して、債務企業の側の企業再生に対しても本格的なメスを入れることとした点が、今回の措置の重要な柱であるとの見方ができる。産業再生策の目玉となるのが「産業再生機構」の創設である。過剰な債務を抱えて経営困難に陥っているゼネコンや流通、不動産などの企業を想定し再生の可能性を模索する。官民の共同出資による「産業再生機構」は経営不振企業のなかで再建が可能な企業を選び（この選別が問題であるが）、その企業向け債権のうち、主力銀行（メインバンク）以外の銀行が保有する債権を買い取る。これにより銀行間の利害衝突でまとまりにくかった再建・再編がやりやすくなるとの判断からである。再生機構は主力銀行と連携して再建を支援する（主力銀行の持つ企業情報や営業支援のノウハウも活用）こととされた。しかし、ここでの難問は再生可能な企業を

⁴ この点については、公的資金の投入による国民負担についての言及がないこと、公的介入の態様と今後の展望が不明確であるとの批判がある。（賀来景英、『金融財政事情』2002年11月11日号、14ページ）

どう選別するかである。「主力銀行と企業の間で再建計画が合意されつつあるなど、再生機構が再生可能と判断する企業」とされているが、政府が民間企業の存否や生き死にを判定したり不振企業の延命に加担しているといった批判を免れないからである。さらに、債権の買い取り価格についてもその水準をめぐって難しい問題があるし、人員の確保やノウハウの蓄積などについても難問山積である。

② また「構造改革の加速」にとって、企業再生の新たな枠組みを、早期に実現することが求められた。その柱は以下のとおりである。

(1) 「特別支援」を介した企業再生、特別支援金融機関は、新経営陣のもとで以下の点での経営努力を求められる。《貸出債権のオフバランス化の推進》、これは破綻懸念先以下債権について、RCCや企業再生ファンド等に売却することによって企業再生プロセスの加速が求められる。《RCCへの売却価格である時価の参考情報として自己査定を活用》。

(2) RCCの一層の活用と企業再生、《RCCへの不良債権売却の促進》、企業再生のための制度的枠組みの整備

- 1) 企業再生機能の強化、RCC内の人員確保、政府系金融機関(政策投資銀行、国際協力銀行)などを活用した企業再生ファンドの拡充など。
- 2) 企業再生ファンド等との連携強化、RCCの購入債権の早期回収・売却について。
- 3) 貸出債権取引市場の創設(RCCや政府系金融機関の主導による)
- 4) RCCが保有する大量の貸出債権を対象ポートフォリオとする証券化、資産担保証券化の促進。

(3) 企業再生のための環境整備

1) 関係府省への環境整備の要請、2) 過剰供給問題等への対応、3) 日銀に対して、金融機関保有株式の価格変動は経営不安定要因であるので、日銀による金融機関保有株式の買取推進を求める。それとともに、一層の金融緩和の期待が表明されている。4) 企業・産業再生のための新たな仕組み、機構の創設への準備がもとめられている。

3 新しい金融行政の枠組み

ここで、不良債権処理の加速のための金融行政の新たな枠組みが提示された。

(1) 資産査定の厳格化、銀行が貸し倒れに備えて積む引当金積み増しを促すものである。

その基準として、割引現在価値(DCF方式・ディスカウントキャッシュフロー、貸出先の将来の収益見込みから逆算して現在の債権価値を判定する仕組み)方式の採用を打ち出した。金融支援を受けている要管理債権にこの新しい方式が適用されると、大手行で引当金が二倍に膨れ上がると算定されている。その他、特別検査の実施により、自己査定と金融庁検査の格差を公表し、

格差是正への業務改善命令、財務諸表の正確性についての経営者の宣言を求めるなど、従来以上に厳格な資産評価を銀行に迫る内容である。

(2) 自己資本の充実、評価の厳格化での最大の焦点であった「税効果会計」の見直し、繰延税金資産の中核的自己資本への参入限度についての結論は先送りとされた。当初案では大手行が軒並み資本不足に追い込まれると見られている。その他、自己資本強化のための税制改正、無税償却の弾力化、繰り戻し還付制度の凍結解除、欠損金の繰越控除機関の延長などが当初案にあったが、これも継続協議とされた。

その他、ガバナンスの強化に関しては、外部監査人の機能強化や、政府保有優先株の普通株転換（の条件を変更すること）による実質国有化の道、政府が大株主として経営者の更迭などの経営刷新を銀行に迫ることができるようになる。また健全化計画未達成についての業務改善命令なども盛り込まれた。

以上が「金融再生プログラム」の基本内容である。その後の対応としては、2002年11月中に作業工程表の作成・公表が行われた。またこれに関連して、中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方についてのアクションプログラムを策定することとし、翌年3月に公表された。後に見るとおりである。

「金融再生プログラム」についての評価は⁵、これまでのところ十分には行われていない。本稿の問題限定からは、金融再生プログラムが、我が国の金融システムの危機からの脱出と金融不安の解消を目指したものであるとして、それが中小・地域金融問題にいかなる影響をもたらすことになったか、あるいは「金融再生プログラム」が実施されることによって、中小・地域金融にいかなる影響・問題が及ぶと認識していたのかを明らかにすることがポイントである。それは、「金融再生プログラム」の公表と対をなすものとして「リレーションシップバンキングの機能強化」が公表されたこと、その関連をいかに理解すべきかという問題に限定しているのであるが、ここでは本稿に必要な限りで、「金融再生プログラム」についての評価とその視点などについて見ておくこととしよう。⁶

① 不良債権処理の加速について

「金融再生プログラム」の評価に関してのもっとも大きな論点は、不良債権問題の解決、その

⁵ この点に関しては、吉田淳、『金融財政事情』、2004年8月23日、20-24ページ。および建部正義、『「金融再生プログラム」批判』、〈信用理論研究会編『信用理論研究』22号、2004年6月〉

⁶ 我が国の金融制度改革を、金融審議会・金融制度調査会の検討・答申、さらには政策当局の見解や認識の検討を通じて追跡しようという筆者の問題意識からは、「金融再生プログラム」の立ち入った検討は不可欠の作業であるが、本稿では上述の課題限定のもとでの指摘にとどめざるをえない。

処理の加速についてであり、その点にかんしては、問題の収束・解決がもたらされたとしての評価が一方では指摘される。しかしその処理の進め方について、とりわけ資産査定に厳格化に関しては様々な評価がありうる。⁷たとえば資産評価の変更がもたらす影響は、債務者企業に対しても、債権を保有する金融機関に対しても大きな影響を及ぼすことになる。その評価において銀行の自己査定と行政当局・金融庁の評価に食い違いが生じた際の問題が指摘できよう。したがって、こうしたケースにおいては不良債権の認定やその評価についても、あるいはそれに対する対応においても異なった評価が出てくるであろう。その意味でこうした行政・施策の評価は、どのような基準で行うかによって困難な問題があることは留意しなければならないであろう。この点をふまえたうえで、「処理の加速」を評価する立場からの論評である。

金融庁顧問として、このプログラムの策定にかかわった中原伸之氏《前日本銀行審議委員》の見解はほぼ以下のとおりである。⁸

日本経済低迷の原因は、銀行の安易な貸出によって過剰貸出が起こり、借手側に過剰債務、過剰設備、過剰雇用という三つの過剰が生まれたことであり、したがってこの過剰貸出の整理・圧縮が必要との認識である。主要行ではようやく貸出額の大幅な減少が進行するようになっており、これによる過剰の解決、つまり不良債権問題を解決する最後の機会であった。不良債権問題の処理に当たっては資産の査定、引当金の妥当性、自己資本の良否を含めて、「経済合理性」に基づいて実行すべきだと判断する。つまり経済合理性とは「厳格な査定」によってこれまでのような先送りを行わせないという、金融機関の解決姿勢に対する厳しい批判がその趣旨である。つまり金融再生プログラムは、このような金融機関に対する不信任感を払拭する必要があった。さらに大きな枠組みとして、このプログラムが不良債権問題の終結に向けて、達成すべき目標値と時期を明確に決めたことの意義は極めて大きい、とする。

現状では中原氏は、主要行の不良債権問題は一応終息を迎えつつあるととらえている。その背景として、輸出の回復と企業業績の回復があるが、さらにより大きな問題としては、日本経済が抱える不均衡、さきの三つの過剰が「調整」され、経済のバランスがとれてきたことが非常に大きな要因であるとする。その他、株式の持ち合い解消や、繰延税金資産についての目途もつき、UFJの経営統合も解決の方向がしめされている。こうしてデフレの原因とされてきた不良債権問題の処理も、04年9月期決算で半減目標の達成が可能となった。

ただし、主要行は依然として問題を抱えているという。①経費率の高さ、②資本生産性、資本効率性が低すぎる。したがって欧米に匹敵するROAや、ROEの水準を目指す必要があるとする。

⁷ デフレ・不況と不良債権処理の関係について小林慶一郎氏は、当面の不良債権処理は健全な経済成長の回復のためには必要であり、その出発点として銀行の資産査定に厳格化が重要であるとする。同氏、「資産査定に厳格化が日本経済再生の第一歩」、『金融財政事情』、2002年11月11日号

⁸ 中原伸之、「金融再生プログラムの検証」、『金融財政事情』2004年8月23日号

そのためには個人取引（リテール）分野のビジネスモデルを変えていく必要がある。個人金融資産の活用と、それをいかに収益に結び付けていくかが今後の邦銀にとって最重要の課題であるとする。

中原氏の指摘の要点は以上である。そのほかにも、「金融再生プログラム」に関連して多くの論点について活発な論議が重ねられてきている。それらの多くは今日においても係争中のテーマといってもよいものである。注目されている論点として、以下に項目として整理・列挙しておくこととしよう。(1)公的資金の投入をめぐる、(2)、資産査定 of 厳格化、DCF（割引現在価値）方式の導入、担保評価の厳正化について、(3)、銀行の自己資本問題、税効果会計、繰延税金資産の資本繰り入れについて、(4)、産業再生機構、産業再生、企業再生、再生可能な企業の選別《誰がどのように》、主力行以外からの債権買取価格の基準の設定、(5)経営悪化、資本注入、公的支援を受ける金融機関の経営責任について、(6)、金融行政のあり方（98年の金融行政の転換、金融機関の自己責任原則、市場規律による経営健全化、事後チェック型監督行政への転換、金融機関の破たん処理制度の整備）、公的資金注入と行政の関与の継続・拡大の問題、(7)、不良債権処理における、「整理・淘汰」と「再生」、等などである。いずれの問題もきわめて重要かつ複雑な内容であるし、引き続き検討されなければならない論点である。われわれもこうした論点に今後とも継続的にかわっていきたいと考えている。しかしここでは本稿の課題に立ち戻ることとしよう。

② 「金融再生プログラム」と中小・地域金融問題

「金融再生プログラム」は我が国金融システムの再生を目指して、主要行を対象に不良債権問題の処理の加速、2004年度までに不良債権を半減するということを「目標」としたが、それによって、決済機能の安定が揺らぐという事態を回避しなければならないことはいうまでもない。そのため「プログラム」は、不良債権処理による新しい金融システムの枠組みの第一に、安心できる金融システムの構築を掲げ、決済機能の安定確保をうたっている。ついで、中小企業貸出に対する十分な配慮、中小企業再生をサポートする仕組みの整備があげられている。このことは大手行を中心とする不良債権処理の加速が、中小企業貸出の「圧縮・減少」をもたらし、中小企業、ひいては我が国経済において中小企業が占めている大きな位置にかんがみて、深刻な影響が及ぶことが十分に懸念されたからであると思えることができよう。実際、大手行の貸出構成に占める中小企業向けの比率の高さから予測できるように、明らかに大手行の不良債権処理は、中小企業貸出に集中的な打撃を与えるものであって、すでにそれまでの不良債権処理の過程で、中小企業に対しての「貸し渋り」、「貸し剥がし」が広がり、深刻な影響が現実のものとなっていたのである。したがって、大手行の不良債権処理の加速の実施において、中小企業貸出に対する十分な配慮が不可欠のこととして、重要な政策課題に上ってきたのであった。そのため、「金融再生プログラム」

においては中小企業対策を強く意識することが必要であった。このことは「今後の対応」として「金融審議会第二部会」の下に、「リレーションシップバンキングのあり方に関するWG」を設置し、報告書「リレーションシップバンキングの機能強化について」を取りまとめたことのうちに明らかである。したがって、金融再生プログラムと「リレーションシップバンキング」の両者の関連を確認したうえで、金融再生プログラムの「評価」においては、大手行の不良債権比率の半減の目標値の達成だけでこれを見ることは著しく不十分・不適切であることがわかるであろう。実際、周知のところであるが、この間、一貫して銀行貸出、とりわけ中小企業向け貸出が減少を続けている事実に変更して注目するべきであろう。そのような連関をふまえて、「リレーションシップバンキング」の意義を理解しなければならないであろう。

この点に関してはしかし、先の中原氏は次のように指摘している。中小・地域金融機関の経営については、地域の企業や産業によってそれぞれ事情が異なることから「リレーションシップバンキング」が提起されたが、中原氏自身は「金融検査マニュアル」は一つであって、中小企業や中小・地域金融機関についても「経済合理性」を重視して考えるべきとしている。これは、いわゆるダブルスタンダードとして考えるべきではないという趣旨であろう。また、中小・地域金融機関の資本効率の悪さがどこまで許容されるかは今後の課題であるとしている。地方経済は公共投資に過度に依存しているケースや、特定業種に偏っているケースなどがあるが、地方経済の再生や地域金融機関の健全化を図るためには、あくまで「経済合理性」にしたがって産業を興し、会社を経営することが必要であり、それを超えて政府が何らかの施策を行う場合は、社会政策としてであること、「経済合理性」と社会政策ははっきりと峻別して議論することが必要だとしているのである。

「金融再生プログラム」や政府の対応における「中小企業に対する配慮」については中原氏のような指摘のほかにも、「手厚い中小企業保護」は金融再生とは逆行するとの見方があることも事実である。「中小企業向け貸出の拡大義務づけは銀行の収益拡大の阻害要因」となりかねないというのである。大手銀行の利ざやは欧米の半分以下。資金需要が少ない中で銀行が量を追い求めれば、金利引き上げは実現しにくい。やみくもに貸し出しを増やせば、新たに不良債権が増えてしまう可能性もある。つまり、「過度の中小企業保護は金融再生との矛盾をはらんでいる」との見解である。安全網の強化が行き過ぎれば、淘汰されるべき企業の延命に手を貸し、不良債権処理の加速という政策の目的からかえって遠ざかってしまう。⁹

さらに、賀来景英（大和総研）氏も、中小企業への過度の配慮は金融の再生に逆行するとの見解

⁹ 『日本経済新聞』2002年11月5日。

を表明している¹⁰。「金融再生プログラム」の中では、中小企業貸出の優先度の高さを指摘している。そのための具体策として、銀行に中小企業向けの貸出目標を定めさせ、その未達への行政介入の強化の方針・方向が指摘されていることに強い疑義を呈している。そして、銀行は、引き続き中小企業保護という社会政策の担い手としての機能を強いられると嘆じている。そして、中小企業貸出の増加は、預貸利ざやの縮小を導き、経営を圧迫する要因となるので、中小企業への過度の配慮は、金融再生に逆行するというのである。

総括的コメント

① 「金融再生プログラム」が、大手行に対して不良債権処理の加速を求めつつ、中小企業貸出に対する特別な配慮を求めたことをどのように理解すべきであろうか。「金融再生プログラム」の全体についての評価はここでの課題ではない。しかし、再生プログラムにおいて、資産査定の厳格化や自己資本の強化を求めているのは、それによって金融機関の経営基盤の強化・健全化を求めているものであって、そこにおいて中小企業向け貸出に対して特別な配慮を行うこととは、なんら矛盾するものではない。中小企業向け貸出に対してとりわけ厳しい融資姿勢によって貸し渋りや貸し剥がしが広がった事実は、金融庁も認めていることであって、そのような事態を容認するような議論はなほだ問題であろう。また中小企業政策と金融政策を峻別すべきとの議論も問題の多いところである。この論調では中小企業向け融資も大企業向け貸出も同一基準で判断すべきであることになるが、それは中小企業向け貸出の縮小から資産査定の厳格化を求めることになるとすれば、金融機関の公共性の観点からも問題であろうし、経済政策の一環としての金融政策・金融行政としては当然の判断といえることができる。

② むしろ問題は、大手行が、大企業向け貸し出しの後退するなかで、これまでに中小企業貸出を拡大させてきたこと、そこにおいて中小企業貸出を大手行にとっての限界的領域と考えたり、ましてや「社会政策」的見地から行っていたのではないわけであり、今後も重要な銀行業務の分野と位置づけている以上、中小企業貸出についての配慮を行うことは当然といわねばならない。リレーションシップバンキングは大手行・主要行についても必要な視点ではないのかと思われる。

③ したがって、金融再生の課題を進めようとするれば、自明のこととして大手行の中小企業金融のあり方についても当然に問題とすべきであって、これを大手行の問題から切り離そうとすることも、中小企業金融の問題を我が国金融の問題の特殊領域のように位置づけることも適当ではない。つまり、大手行における中小企業問題を明確に位置づけて議論することが求められているのである。このことは「金融再生プログラム」とリレーションシップバンキングの両者の関連をど

¹⁰ 『金融財政事情』2002年11月11日

のようにとらえるかというわれわれの設定した問題に帰ってこざるをえないことを意味しているのである。つぎに、リレーションシップバンキングについて検討することとしたい。

【2】『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』

2003（15）年3月27日（金融審議会報告〔金融分科会第二分科会〕）

「金融再生プログラム」は主要行の不良債権処理の加速をめざしたものであるが、中小・地域金融機関については、主要行とは異なる特性を有するものとして、リレーションシップバンキングのあり方を検討し、その機能強化を図る必要性についての金融審議会の考え方がまとめられた。それが『リレーションシップバンキングの機能強化について』（2003・平15年3月27日）である。¹¹

この報告は、「中小・地域金融機関の融資機能を積極的に活用して地域経済の活性化を目指していくべきとの認識にたつてリレーションシップバンキングの機能強化を求めた」ものである。

そして、「平成16年度（2003年度）までの2年間に地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取り組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる」とし、このための行動計画として「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が、翌3月28日に公表された。¹²

とくにここで注目されるのは、大手行での不良債権処理の加速との関連でこの問題が取り上げられたことについてである。大手行の不良債権処理の加速が地域・中小金融機関にいかなる影響を及ぼすと考えられているのが問題である。「金融再生プログラム」について検討した際にも指摘した点である。この点については後に改めて取り上げることとしたい。

(1) まず最初に、リレーションシップバンキングの意義と有効性についてである。『報告』は、リレーションシップバンキングを、以下のように理解している。「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」を指すとして、貸し手と借り手の長期的な関係を通じて、貸し手は「借り手の経営能力や事業の成長性など定量化が困難な信用情報を蓄積することが可能」であり、「借り手は親密な信頼関係を有する貸し手に対してはい一般に開示したくない情報についても提供しやすい」として、リレーションシップバンキングにおいては、貸出に当たって必要なモニタリング等のコスト（エージェンシーコスト）の軽減が可能となる。こうした機能

¹¹ 全銀協編、『金融』2003年4月号、報告の引用はこの資料による。

¹² 全銀協編、『金融』2003年4月号。

が発揮されれば、金融の円滑化が図られ、貸し手借り手の双方の健全性の確保が図られるとする。

金融機関と借り手顧客との長期的な関係については、我が国ではメインバンクシステムとしてその役割が重視されてきたところであるが、とくに中小企業等において重要になってくると考える理由として以下の点が指摘される。大企業の場合、直接金融への移行が可能であるが、中小企業や小規模事業者の場合、情報の非対称性が大きく、資本市場へのアクセスにも限界があるため、その資金仲介においては、リレーションシップに基づく貸出等に依存する必要性が引き続き高いこと、円滑な資金仲介には地域の実態に根ざした情報の活用が不可欠であるが、そのためには長期的なリレーションシップの構築・維持がこれからも有効であることが指摘されている。¹³

(2) 我が国のリレーションシップバンキングの現状

1) 地域の中小企業に対する金融の担い手の中心として期待されるのは、いわゆる中小・地域金融機関、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合である。これらは特定地域、業種に密着した営業を展開し、融資割合においても地域の中小企業や個人向けが多い。とくに協同組織金融機関の場合にこの傾向が顕著である。ここでは大手行においても中小向け融資は重要分野を占めていることが留意されるべきである。

2) 中小企業から見た中小・地域金融機関

高い借入依存度の中小企業にとって、中小金融機関の果たす役割は、デフレ不況の長期化の中で一層重要となっていること、さらに、中小企業の借入の長期化傾向のもとで、「中小・地域金融機関による中小企業に対する資金供給は、《中略》一定水準の金額が長期固定的に融資され続けているという意味でエクイティ的な性格が強くなっており、我が国の中小企業における自己資本比率の低さを補完する役割を果たしてきている」としている。このような資金供給が続けられてきたのは、長期的な関係の中での情報の活用によるリレーションシップバンキングが有効に機能してきたことによる面が大きいとしている。

しかし近年、地方の中小企業のなかから、中小・地域金融機関の対応に批判的な声が聞かれること、たとえば事務的な対応、事業の将来性に対する評価の不十分さ、担保や保証に関して、とくに第三者保証・確保に重点がおかれ、迅速な資金供給が行われない例などが指摘されるようになっている。いわゆる「貸し渋り、貸し剥がし」批判とならんで、以下の点で問題点が指摘されている。

ア) リレーションシップの中から得られる情報が十分活用されず、担保や保証に過度に依存したり、担保・保証の取り方や評価方法に問題があること、得られた情報を評価し判断して企業の

¹³ リレーションシップバンキングは、かつて日本に存在していて実際に行われていたものであり、それが石油危機以降、とりわけバブル経済において決定的に破壊されてしまったのであり、その回復・復活が機能強化の中身なのだと考えることもできる。

将来性、発展可能性の判断につなげていくことが不十分であれば、担保・保証に頼るという傾向から脱却できないことになるのだという。¹⁴

イ) 融資後の対応の不十分さ、これに関してはやはり金融機関側での人材や専門的知識の不足が背景にあって取引関係のなかで、それらが継続的にいかされていない現実があるからであろうとしている。

3) 地域経済から見た中小・地域金融機関

中小・地域金融機関は、地域における預金・貸出、決済機能の中心的機能を果たし、そこから集積される地域情報のネットワークの中核的役割を果たすことが可能であり、期待も大きい。また、新産業、ニュービジネスの育成はじめ、地域活性化に向けた役割や地域開発や地方の公的金融における役割においても重要な位置を占めており、地方分権の進展を展望したときにその役割の質が大きく変化することも予想できる。問題はこれらのことが今まで十分に行われてきているかどうかであって、不十分なものであるということであればその原因はどこにあるか現状をふまえて明らかにすることである。地域密着や地域貢献が極めて当たり前のこととしてそのあり方を見直す契機が不十分であったり、情報公開の不足から理解が一般に普及していないこともある。地域の公的金融に占める役割は地方分権や財源の委譲によって大きな構造変化が将来生じた場合、抜本的な変化が必要になるであろう。こうした角度からの検討も必要であり、さらに異業種からの参入の問題についての評価も加えるべきであろう。

4) 利用者から見た中小・地域金融機関

一般預金者や利用者にとっては、中小・地域金融機関は身近で多様な金融サービスを提供する存在であるが、利用者にとって、「理解可能で信頼に足るデイスクロージャー」が十分行われていないこと、「地域貢献の内容」が利用者の立場から見えるようになっていない実態が指摘されている。この点は筆者の具体的経験からも明らかである。たとえば、金融機関の窓口に出かけて、デイスクロージャー誌をいただきたいといった場合、どのような対応が行われているであろうか。明らかに不十分・不適切な対応が行われている例を少なからず見ることができるというのが実態である。これは、企業にとって収益につながらないことに労力を割くことを避けようとしているからであり、仕方なくやっているというのが現実なのである。これは最近ではホームページで公開していることで改善されてきてはいるが、経営の基本姿勢にかかわることであろう。

5) コミットメントコストの顕在化について

地域に根ざして営業を展開する中小・地域金融機関が、取引先や地域へのコミットメントにおいて、「信用リスクに応じた適正金利よりも低い金利での貸出しを余儀なくされて、過大な信用リ

¹⁴ この問題に関して、機能強化以降の動きを伝えるものとしては以下を参照。「中小企業融資の新潮流」、『金融ジャーナル』2004年4月号

スクを負担したり、地域における悪評を恐れて、過大なリスク負担、再生困難な企業との取引を継続したり、採算性を離れたサービスの提供などによるコミットメントコスト負担が増大したりする状況に関しては、健全性の観点から改善が必要であるとしている。¹⁵この点はリレバンの本質にかかわる点できわめて重要な問題を含んでいる。報告はこうしたコミットメントコストの負担は地域金融機関にとって避けることが困難な面のあることも否定できないが、中小・地域金融機関においても健全性の確保が求められるのであるから、コミットメントコストの負担はリレーションシップバンキングの当然の前提であるといった認識は改め、適正な金利・手数料を確保してコミットメントコストの発生を抑制していく必要が指摘されている。¹⁶

それを受けて、今回の報告の核心的部分をなすと思われる「3、リレーションシップバンキングの機能強化の必要性とその基本的考え方」が述べられているのである。

地域経済の現状や中小企業にとって、リレーションシップバンキングの役割への期待はきわめて大きい。しかし実態は本来のリレーションシップバンキングのあり方から乖離している面があるとする。乖離しているということについては具体的には、中小・地域金融機関におけるリレーションシップバンキングの機能が不十分であること、種々のコミットメントコストの負担が大きいこと、および経営状況も、収益力の低下、財務体力の低下が著しいことなどが指摘される。したがって現下の最重要課題は、中小・地域金融機関の健全性確保の観点から、リレーションシップバンキングの長期にわたる持続可能性をいかに確保するかであるという。そのためには、従来の伝統的な業務運営のあり方を根本的に見直し、リレーションシップバンキングの思い切った機能強化が必要だとする。問題はその内容・中身であるが、貸手、借手双方の自覚と努力、経営規律の確立、リスクの認識、共同管理、コストの共同負担を目指すべきであるという。¹⁷

《機能強化にあたっての基本的考え方》は、借り手企業に適切な対価の負担、つまり《信用リスクに見合った金利や手数料》をもとめつつ、円滑な資金供給や付加価値の高いサービスの提供を行っていくことであるとする。借り手に対して負担増を求めることが基本であるというのである。

ここにリレーションシップバンキングの本質が示されていると思われるが、金融機関が顧客企業との長期的な取引関係のなかでの情報に基づいて、企業の将来性や長期的な成長性に対する判断によって支援や経営改善を積極的に行うこと、つまりこうした機能強化を図るうえで、適切な収益確保、経営の健全性の確保を強めることが、リレバンの機能強化を持続可能なものとするのだという。ここで問題となるのは、リレバンの機能強化と収益の確保、顧客に対して信用リスク

¹⁵ 多胡秀人、『リレーションシップバンキング』、金融財政事情研究会編、54—67ページ

¹⁶ 地域における不採算店舗の閉鎖、これに対する自治体からの存続要請の場合、ここで指摘されている考え方からすれば、「政策的見返り」も必要だということとなろう。

¹⁷ 『金融ジャーナル』、2003年6月号

に見合った金利や手数料を求めることの両者の両立の可能性がまず問題になる。機能強化それ自体は金融機関経営のコストを増大させる傾向があると考えられるが、それと金融機関としての収益確保による経営の健全性の追求は果たして両立可能なのが問題であろう。中小・地域金融機関の経営の健全性の追求に眼目があるのだととらえたとすれば、そこにはかなり大きな検討すべき問題が潜んでいるように思われる。

リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的取り組みとして多面的な問題領域での取り組みの提言が行われている。以下ではそれらの主要項目を整理してあげておくことにしよう。¹⁸

(1)中小・地域金融機関の取り組みとしては、借り手中小企業のライフステージに応じた資金供給、コンサルティング、ビジネス・マッチングなどの問題解決型サービスの提供についての取り組みがあげられている。とくに①、創業企業に対する起業支援の強化、資金供給、情報の提供、これに関して、事業の将来性にかんする「目利き」の養成、②成長期・安定期企業に対する円滑な資金供給、経営相談等の実施、③早期事業再生に向けた積極的取り組み、業績悪化企業に対して、情報の活用による早期事業再生、再生困難企業の見極めが指摘されている。業務改善に向けた取り組みに関しては、貸出条件の見直し、《担保偏重、過剰保証の見直し》、資本と融資の分離、一定水準の金額が長期固定的に融資され続けている、事実上自己資本に類似する性格を有する「擬似エクイティ的融資」に関しては、長期的経営安定の見地からの見直し、「デット・エクイティ・スワップ」方式の検討が必要とされる。

(2)情報開示等による規律に関しては、①ガバナンスの強化による健全性の確保が、経営のチェックが働かないケース、一族経営、ワンマン経営の弊害等の除去・改善に結び付けていくことが求められること。②地域貢献についての情報開示、地域経済活性化に資する取り組みの強化や、預金が地域にどう還元されているかなどの実態について情報公開が重要である。¹⁹

(3)監督当局による規律

これについては、1) 中小・地域金融機関の実態に即した多面的な評価に基づく総合的な監督体系の構築、2) 中小・地域金融機関の不良債権の特性をふまえた処理の推進が挙げられている。ここでは、これまでのリレバンの基本的考え方を前提にして、中小・地域金融機関の不良債権について、それが地域の構造問題そのものに起因するものが多数を占め、金融機関の融資が直接企業の死命を決するようなケースも多いことが指摘されている。それゆえ中小・地域金融機関の不良債権処理は、その地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、地域ごとの実情に即し、貸し手・借り手の双方が十分に納得がいく形で進められる必要があるとしている。したがって中小・地域

¹⁸ これにもとづいて各金融機関が策定したリレーションシップバンキングの機能強化計画の概要は、以下に総括的に見ることができる。『金融ジャーナル』2003年11月号。

¹⁹ 情報の意義を重視して、地域金融機関の課題と問題点を指摘したものとして、木村温人、『現代の地域金融』、日本評論社、2004年3月、66-72ページ

金融機関の不良債権問題への対応においては、まず、適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備も含めたリレーションシップバンキングの機能強化を進めるべきであるとしている。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善機関」とし、各金融機関がリレーションシップバンキングの機能強化と中小企業の再生、地域経済の活性化の取り組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当としている。

これは不良債権問題の処理において、達成目標の数値目標を定めないことによって、大手行とは異なる処理の進め方を中小・地域金融機関に対して認めたものである。この点は妥当な判断であると考えられるが、金融庁による金融検査の進め方と整合性を持ったものでなければならないであろう。

その他に報告では、リレーションシップバンキングを取り巻く環境整備として、①中小企業金融の円滑化のための新たな工夫《政策金融機関の融資規模の縮減、証券化、信用リスクデータベースの整備等》や、②リレーションシップバンキングの基本的方向性と整合的な公的金融のあり方についての提言が行われている。

さらに、以上の機能強化のための具体的計画として『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』が提示され、各金融機関は『行動計画』の作成に取り掛かることとなったのである。

【3】リレーションシップバンキングの機能強化についての評価

【リレーションシップバンキングへの取り組み状況と金融機関や金融庁側の対応、】

リレバンの評価は、中小・地域金融機関の経営の健全性だけでなく、最終的には、その目標とされている中小・地域金融の金融ニーズが、どこまで充足されたかによって判断されるべきものとする。それは地域の中小企業が様々な金融ニーズにかんして、金融機関による金融サービスの提供をどの程度に評価しているか、従来までの金融機関との取引関係においてどのような不十分さを感じていたか、今回の機能強化の集中改善機関においてその点がどこまで改善されたかが評価の基準となるであろう。この点に関しては、ひとつの手がかりを与えるものは、金融庁による調査ではあるが、いわゆる「利用者アンケート」（中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査）第1回、第2回が利用できる。（第1図、第2図、第3図を参照）

さらに、中小・地域金融機関において、リレーションシップバンキングの機能強化について、その意義についての理解や取り組み方、その進捗状況や、その成果についてどのように自己点検・評価がなされているのかが検討されるべきであろう。この点に関しては様々な角度からの検証が

必要になろう。建前と本音も含めて。これについては各金融機関の取り組み状況についての報告とその自己評価がひとつの参考資料となるであろう。そのほかに、リレバンの機能強化の成果についての金融機関側による自己評価などを手がかりとすることもできよう。

以上のこととあわせて、リレーションシップバンキングの機能強化に関する政策当局、金融庁による評価・判断について検討することが必要となろう。ここでは金融行政の立場からの、政策目的とその達成状況についての評価である。

(1)まず金融機関の側の評価について、その一つの例として、地銀協《全国地方銀行協会》会長・瀬谷俊雄氏によれば、2005年3月までの集中改善機関の取り組みについて、「全体として不良債権処理が沈静化したことが第一に評価できる。債務者区分の遷移も劇的に改善された、《中略》地域金融が再生という方面に大きく踏み出したことは事実」とし、事業再生の分野では新しい金融手法の勉強や、ノウハウの共有化が進んだ。地域経済の活性化でも各行が地域の実情に鑑み、寄与できるよう最善を尽くしているが、地域によっては依然として明るい兆しが見えないところがあり、地域経済の格差の広がりの中で金融機関の役割を果たす上で、経営基盤の強化が求められていることを指摘している。(行政機関側から、リレーションシップバンキングの本質が金融機関側に正しく理解されていないとの指摘があることについては)、収益性の改善が進んでいないことであろうが、現状では金融の過剰供給状態は改善されていないので、金利競争面でどうしても低い収益になる。長期的取引関係の構築という観点から、現状で安い金利であっても忍耐強く取引を堅持すべきではないか。「選択と集中」に堪えて、利用者、とくに借手の評価については、金融機関として高い信用力を維持することと親しみやすさを追求することは、審査が厳格ということと不良債権をつくらないという意味からは、二律背反になるのではないだろうか。どの金融機関も経費節減による収益改善に血眼になって取り組んでいる。その過程で不採算店舗を撤退することは営利企業としての判断であり、それは利用者からすれば不評でしかないだろう。第三者による評価については現状では問題があり、時期尚早ではないか。²⁰

さらに具体的に、地域金融機関・地銀にとってのリレバンのインパクトや、金融機関としての役割、新しいビジネスモデルなどについての率直な意見に耳を傾けてみよう。²¹

1) 地銀にとってリレバンが与えたインパクトとは、との質問にたいしては、「とくに目新しいこととは感じなかった」、「地銀は創業以来のリレーションシップバンキングという認識でやってきたので、そう大きなインパクトは受けなかったが、金融審報告を読んで、時代の変化の中で地銀が求められている役割が変化してきており、軌道修正する意味で原点に帰って地域金融機関の

²⁰ 『金融財政事情』2005年5月23日

²¹ 『金融ジャーナル』、2003年11月号

役割を見直すいい機会であった」、「金融自由化の時代は都銀のまねをして多くの地銀が対応してきたが、改めて地銀のあり方を問い直す絶好の機会だと思い全行を挙げて取り組んでいる」との返答が寄せられている。こうした受け止め方は大方の地域金融機関に共通したものではなかろうか。地域の中小企業との長期的な取引関係の形成は基本的に「リレーションシップバンキング」そのものであって、従来から進めてきたことであるから、改めてそのことを論ずる必要性を感じないという受け止め方である。しかしそこから一歩踏み込んで、それまでの長期的取引関係の見直しの必要を認識して、取引関係自身の活性化を検討するかどうかは、リレーションシップを新たに見直す機会とすることとなるのであろう。また地域金融機関がややもすると「都銀のまね」をしてきたことについての指摘は、かなり深刻な自己批判とも見ることができる。これまでも地域金融機関が、高度成長期の融資集中・資金集中機構のもとでの資金運用のあり方であるとか、バブル経済期に、地方金融機関や系統金融機関が東京金融市場に資金を集中化させて、株式や不動産に運用して失敗を重ねた経験などから目をそらすべきではなかろう。また金融当局も、金融自由化の推進過程で自由化の地方への波及・浸透に行政の重点が起これてきたことについての反省も必要なのではないか。つまり地域金融機関の役割を軽視してきたことが今日の問題をもたらしたひとつの要因と考えることが求められているように思われる。

2) 機能強化計画のテーマやポイントについての認識について

「不良債権の縮小」と「地銀としての対応」がテーマであると考えている、あるいはまた、「機能強化計画の本来のねらいは疲弊した地域経済の活性化、再生に一番のポイントがある」とするところから、従来までの経営計画の中に盛り込まれているものとリレ・バンを項目を整合性をとって進めているところとがある。

ここには比較的優良な地銀とその他銀行との認識の差が現れているが、それだけではなく地域経済の疲弊の度合い、深刻さの度合いにかなり地域差があることを示している。そこから地銀の役割についても、かなり異なった対応が現れている。一方では地銀の役割として、地域の企業を興し、育て、支えることと理解しつつも、疲弊した地域経済では、財務リストラが中心になり、売り上げ増や設備投資についての助言が、「目利き」の判断でどこまでやれるかは正直言って考えるところだという答えは、現状を示しているのではないか。事業再生や企業支援、産業再生については、地銀単独でやれることには限度がある、各県に設置された「中小企業再生協議会」は中小企業からは利用しやすいと受け取られている。このように行政のねらいがそのものとして実行可能なものとは受け取られてはいない実情が浮き彫りにされている。

3) 強い地域金融機関を展望していく上での新しいビジネスモデル

この問題については、地銀は地域のすべての顧客に対してあらゆる商品、機能を提供しなければならず、都銀とくらべて効率が悪いという宿命がある。新しい商品やサービスの開発、証券業

務への進出、投信窓販等でのフィービジネス拡大は進めていくが、資金仲介業という本来の業務が基本で問題解決型の業務をどう強化するのかということにならざるを得ないのであって、それと異なるビジネスモデルがあるのだろうか、という疑念が提示されている。また、地銀は地域と運命共同体であることから逃れられない。預貸率が下がっている中でどう収益を確保していくか、融資量を増やさないと収益は上がらないが一方では金利を上げろといわれる。合理化して経費率を下げる一方で人材育成が言われる。地銀の宿命として地域社会に貢献することだが、格好のよいビジネスモデルではなくて、こうした矛盾を常に抱えながらやらざるを得ない。

また、実務の最前線ではどのような取り組みがおこなわれているであろうか。²²（「企業再生最前線」『金融ジャーナル』2004年6月号）では、企業再生や事業再生に向けての各金融機関の取り組みの具体例が報告されている。どの金融機関でも、企業支援チームやプロジェクトを立ち上げて取り組んでいる実態が示されており、支援企業の経営分析から改善事項の洗い出し、従業員への徹底と成果に結びついたケースだけでなく、再生のプラン作成や、不良債権処理と再生の追求を目指しているケースなどが紹介されている

4）さらに「リレバンを中間総括する」と題して地銀頭取3氏の対談（氏名は省略、発言内容を要約）が行われている。²³その概要は以下のとおりである。

ア）地域経済活性化に向けて

地銀にとって地域の発展や活性化は生死にかかわる。県の経済や県内企業の生成に一段と積極的にコミットした経営をせざるをえなくなっている。新規事業の創出や起業の芽が育ちつつある。新たな事業分野や今までと異なるビジネスモデルで事業を起こしていく企業に対して必要な資金を供給していきたい。

イ）法人（企業）融資の拡大について、

中小・零細企業向け融資については、大数の法則が機能するので、それをベースに無担保・無保証融資でのスモールビジネスローンの拡大に努めていきたい。最近拡大しているシンジケートローンについては、県内地域の企業に対しては主幹事をとりたい。従来型の相対型の間接金融については、景気回復に伴って資金需要が出てきたときに融資ができるかどうかのノウハウや目利き能力の向上が課題だ。

ウ）地域金融機関の不良債権《処理》

大手行の不良債権半減目標の達成が視野に入りつつある中で地域金融機関の不良債権比率は高止まりしている。不良債権処理には今後相当力を入れていくことが必要。地域金融機関には削減の数値目標が求められているわけではないが、やはりメガバンクと同様に数値目標を提示して達成

²² 「企業金融最前線」、『金融ジャーナル』2004年6月号

²³ 『金融財政事情』2004年5月3・10日号

しないと市場の評価は得られない。《これとは異なる意見としては》「地域金融機関の不良債権比率を一律に一定水準以下に抑えようとする議論には疑問。その地域を支えようとしたら地銀は逃げるわけには行かない。不良債権比率が高いということは、それだけ地域での役割を果たしているという側面もある。〈中略〉、不良債権比率だけで銀行の健全性を判断するのは、やめて欲しい。」

エ) 地銀のリテール戦略

リテール戦略についてメガバンクとの対比で言えば、地銀は、投信会社や保険会社が提供した商品の中から地域ごとに異なるお客様のニーズに合わせて選び、それを窓口に並べられるということが大きな利点である。インターネットチャンネルを利用すれば地域金融機関でもリテール分野についてかなり個性が発揮できる。地銀は地元のお客様との信頼関係を基礎に地縁・人縁の強みがある。これはリテール取引では強みとなるだろう。

経費の削減は今後も続けていくが、他面で既存の行員をいかにして投資信託、保険、証券仲介などの新しい分野に対応させていくかが大きな課題である。専門知識を持った人材の中途採用も積極的に進めていく必要がある。

(2) 金融行政・当局の判断・評価

1) リレーションシップバンキングの機能強化の「集中改善機関」における中小・地域金融機関の取組みについての監督当局の評価はどうか。²⁴佐藤隆文氏（金融庁監督局長）によれば、一年半の実績をもとにコメントすると、創業支援、経営支援、事業再生、担保・保証に過度に依存しない融資という4つの項目において着実に成果があがっている。経営情報の融資先企業への提供、ビジネスマッチング、経営改善支援による業況改善、債務者区分のランクアップがそれぞれ見られた。地域銀行の不良債権比率の低下傾向についても一定の評価ができる。（金融審WGでの、取組み不十分との指摘について）リレバンの本質が必ずしも正しく理解されていないとの指摘があった。金融機関が債務者企業との間で密度の高いコミュニケーションを維持することによって、当該企業の係数面のデータだけでなく、様々な定性的情報も蓄積される。金融機関側はそれらに基づいた適切なリスク管理のなかでリスクテイクを行っていく。それが結果的に収益の向上につながる、このようなリレバンの本質が理解されず、形式的あるいは部分的な対応に終始した金融機関もあったのは事実。そのほかの指摘として、金融機関が策定する計画が総花的、横並びであり個性がないという批判や、事業再生の取組みがなかなか実績に結びつかないことや、依然として目利き能力が不十分といった指摘がなされている。

2) （金融機関のなかにはリレバンについて、当局から押し付けられなくても自分たちが従来か

²⁴ 『金融財政事情』2005年5月23日号

ら行ってきたことという反発もあるがとの質問に対し)、本質を正しく理解されて取り組んでおられるのであれば、自信を持っていただいてよろしいのだが、利用者側や銀行経営のプロから見たときに、ちょっとずれているのではとの批判もある。経営者の受け止め方の問題だが、これを機にこれまでの取組みを洗い直し、多少、改善に結び付けうるところもあるのではないかと。

3) (監督当局が、「リレーションシップバンキング」というひとつのビジネスモデルを金融機関に向かって提示することがよいことなのかといった疑問も一部にあるようだが、との質問に対して) トータルとしての金融仲介機能がきちんと機能するということがもっとも肝要である。これが始まる前は、貸し渋り・貸し剥がしが頻発しており、その口実に金融庁の検査・監督が厳しいからといったことを使っているケースも散見された。金融機関の説明責任が果たされず、債務者との真のコミュニケーションが欠如しているのではないかと考えざるをえない状況があった。そのような状況を改める施策の一つとしてとらえることもできる。経営判断でどのビジネスモデルを選ぶかは自由だが、地域金融機関にとって、その地域の実情を把握しそれを業務に生かすとなると、リレバンは一つの典型的な営業のメインストリームだと思う。

(3) 利用者の評価

「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関する第2回アンケート調査結果」²⁵が平成17年3月から4月にかけて実施された。これは全国の財務局において聴き取り調査として合計787名を対象に行われたものである。対象者の内訳は、商工関係者288名、消費者151名、商工会議所等の経営指導員《中小企業診断士等》348名である。聴き取りの具体的内容は、地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に関する、(1)取組み全体に対する評価、(2)各施策に対する評価①「中小企業金融の再生」、②地域貢献、③その他、預金者へのサービスについての評価である。

1) 取組み全体に対する評価を見ると、積極的評価(大変進んでいる、進んでいるの合計)が45.4%と、消極的評価(あまり進んでいない、まったく進んでいないの合計)37.4%を上回っており、利用者から一定の評価を得ていることが示されている。金融機関の業態別に見ると、信用金庫に対する積極的評価が最も高く(51.5%)、地方銀行(41.9)、第二地銀(40.3)を上回っている(第1図参照)。

2) 各施策についての評価、前回調査と比較してみると、すべての項目で積極的評価が増加しており、この一年間で各施策の取組みの進展について、一定の評価を得つつあると見てよいであろう(第2図参照)。

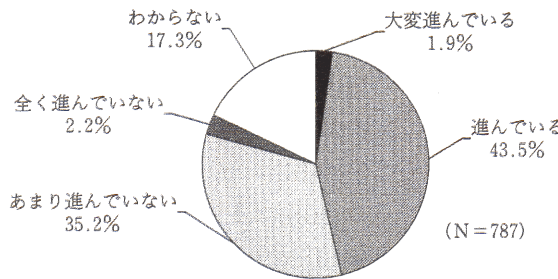
積極的評価が消極的評価を上回っている項目は、「経営相談・支援に対する取組み」、「顧客への説

²⁵ 『金融庁』ホームページによる。

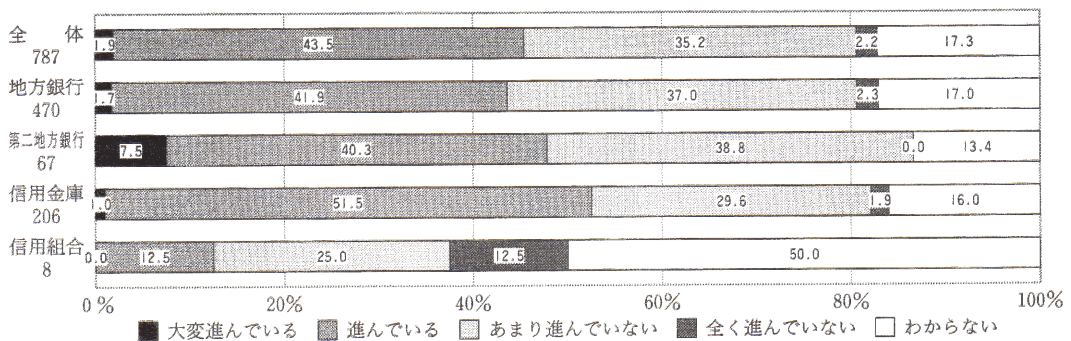
第1図 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関する第2回アンケート調査結果（平成17年3～4月実施）

金融機関のリレーションシップバンキングの機能強化への取組み全体に対する評価

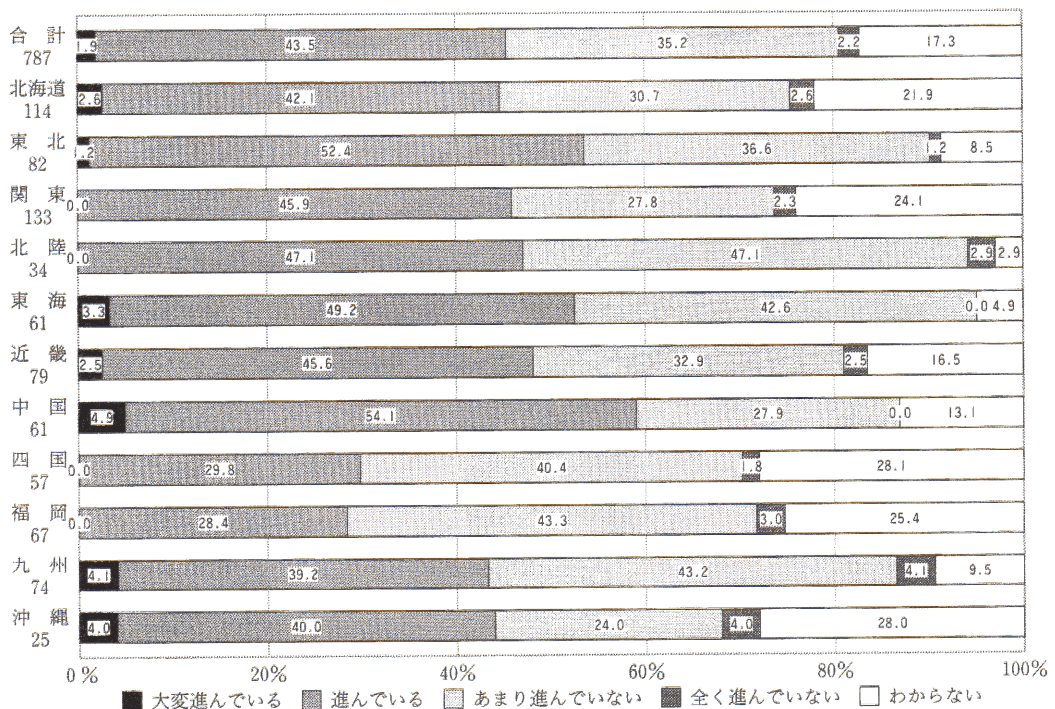
① 全体像



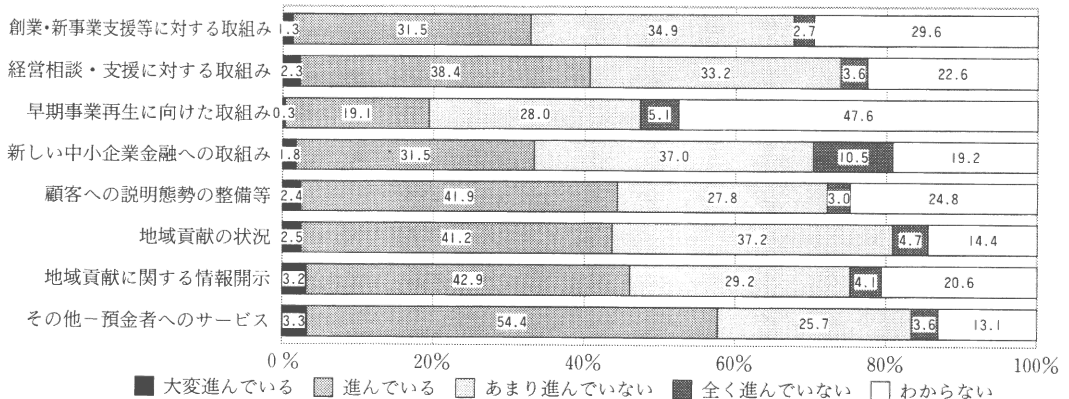
② 業態別



③ 調査財務局別



第2図 金融機関のリリースンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム：各施策に対する評価



第3図 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関する第2回アンケート調査結果（項目別の構成比）

アンケート項目	評価	合 計			利 用 者			商工関係者			消 費 者 等			経営指導員		
		15年度	16年度	増減	15年度	16年度	増減	15年度	16年度	増減	15年度	16年度	増減	15年度	16年度	増減
アンケート対象者数		736	787	51	414	439	25	270	288	18	144	151	7	322	348	26
1 取組み全体に対する評価（択一）																
中小・地域金融機関の 間柄重視の地域密着 型金融の機能強化に 関する取組みをどう 評価されますか。	イ. 大変進んでいる	-	1.9%	-	-	2.5%	-	-	2.4%	-	-	2.6%	-	-	1.1%	-
	ロ. 進んでいる	-	43.5%	-	-	43.3%	-	-	44.1%	-	-	41.7%	-	-	43.7%	-
	ハ. あまり進んでいない	-	35.2%	-	-	33.9%	-	-	38.5%	-	-	25.2%	-	-	36.8%	-
	ニ. 全く進んでいない	-	2.2%	-	-	2.1%	-	-	2.1%	-	-	2.0%	-	-	2.3%	-
	ホ. わからない	-	17.3%	-	-	18.2%	-	-	12.8%	-	-	28.5%	-	-	16.1%	-
2 各施策に対する評価（択一）																
① 中小企業金融の再生																
a 創業・新事業 支援等に対する 取組み	イ. 大変進んでいる	1.1%	1.3%	0.2%	1.2%	1.6%	0.4%	1.5%	2.4%	0.9%	0.7%	0.0%	-0.7%	0.9%	0.9%	-0.1%
	ロ. 進んでいる	23.4%	31.5%	8.1%	25.4%	30.3%	4.9%	27.0%	29.2%	2.1%	22.2%	32.5%	10.2%	20.8%	33.0%	12.2%
	ハ. あまり進んでいない	40.9%	34.9%	6.0%	36.0%	31.0%	5.0%	38.5%	36.5%	2.1%	31.3%	20.5%	-10.7%	47.2%	39.9%	-7.3%
	ニ. 全く進んでいない	7.7%	2.7%	5.1%	7.2%	2.1%	5.2%	9.3%	2.4%	6.8%	3.5%	1.3%	-2.1%	8.4%	3.4%	-4.9%
	ホ. わからない	26.9%	29.6%	2.7%	30.2%	35.1%	4.9%	23.7%	29.5%	5.8%	42.4%	45.7%	3.3%	22.7%	22.7%	0.0%
b 経営相談・ 支援に対する取 組み	イ. 大変進んでいる	1.0%	2.3%	1.3%	1.4%	3.0%	1.5%	1.5%	3.8%	2.3%	1.4%	1.3%	-0.1%	0.3%	1.4%	1.1%
	ロ. 進んでいる	32.5%	38.4%	5.9%	35.5%	38.7%	3.2%	38.9%	43.4%	4.5%	29.2%	29.8%	0.6%	28.6%	37.9%	9.4%
	ハ. あまり進んでいない	39.4%	33.2%	6.2%	36.0%	31.2%	4.8%	40.7%	36.8%	3.9%	27.1%	20.5%	-6.6%	43.8%	35.6%	-8.2%
	ニ. 全く進んでいない	6.1%	3.6%	-2.6%	7.7%	4.8%	-2.9%	9.3%	5.6%	-3.7%	4.9%	3.3%	-1.5%	4.0%	2.0%	-2.0%
	ホ. わからない	21.1%	22.6%	1.6%	19.3%	22.3%	3.0%	9.6%	10.4%	0.8%	37.5%	45.0%	7.5%	23.3%	23.0%	-0.3%
c 早期事業再 生に向けた取組 み	イ. 大変進んでいる	1.2%	0.3%	1.0%	1.4%	0.0%	-1.4%	1.1%	0.0%	-1.1%	2.1%	0.0%	2.1%	0.9%	0.6%	0.4%
	ロ. 進んでいる	17.3%	19.1%	1.8%	17.1%	19.4%	2.2%	18.1%	20.1%	2.0%	15.3%	17.9%	2.6%	17.4%	18.7%	1.3%
	ハ. あまり進んでいない	36.1%	28.0%	8.2%	37.2%	26.4%	-10.8%	41.5%	29.5%	-12.0%	29.2%	20.5%	-8.6%	34.8%	29.9%	-4.9%
	ニ. 全く進んでいない	8.7%	5.1%	-3.6%	9.4%	6.2%	-3.3%	10.4%	6.6%	3.8%	7.6%	5.3%	-2.3%	7.8%	3.7%	-4.0%
	ホ. わからない	36.7%	47.6%	11.0%	34.8%	48.1%	13.3%	28.9%	43.8%	14.9%	45.8%	56.3%	10.5%	39.1%	47.1%	8.0%
d 新しい中小企 業金融（担保・保 証に過度に依存し ない融資等）への 取組み	イ. 大変進んでいる	0.3%	1.8%	1.5%	0.5%	2.5%	2.0%	0.4%	3.5%	3.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.9%
	ロ. 進んでいる	20.1%	31.5%	11.4%	21.5%	32.1%	10.6%	23.7%	36.1%	12.4%	17.4%	24.5%	7.1%	18.3%	30.7%	12.4%
	ハ. あまり進んでいない	46.5%	37.0%	-9.5%	41.5%	32.3%	-9.2%	43.0%	37.8%	-5.1%	38.9%	21.9%	-17.0%	52.8%	42.8%	-10.0%
	ニ. 全く進んでいない	14.7%	10.5%	-4.1%	16.7%	10.0%	-6.6%	21.9%	11.1%	-10.7%	6.9%	7.9%	1.0%	12.1%	11.2%	-0.9%
	ホ. わからない	18.5%	19.2%	0.7%	19.8%	23.0%	3.2%	11.1%	11.5%	0.3%	36.1%	45.0%	8.9%	16.8%	14.4%	-2.4%
e 顧客への説 明態勢の整備 ・相談・苦情処理 機能の強化への 取組み	イ. 大変進んでいる	0.8%	2.4%	1.6%	1.2%	3.2%	2.0%	1.9%	2.4%	0.6%	0.0%	4.6%	4.6%	0.3%	1.4%	1.1%
	ロ. 進んでいる	26.8%	41.9%	15.2%	34.5%	45.3%	10.8%	35.9%	48.3%	12.3%	31.9%	39.7%	7.8%	16.8%	37.6%	20.9%
	ハ. あまり進んでいない	36.5%	27.8%	-8.7%	33.6%	23.9%	-9.7%	35.6%	25.0%	-10.6%	29.9%	21.9%	-8.0%	40.4%	32.8%	-7.6%
	ニ. 全く進んでいない	7.2%	3.0%	-4.2%	6.8%	3.4%	-3.3%	8.1%	3.8%	-4.3%	4.2%	2.6%	-1.5%	7.8%	2.6%	-5.2%
	ホ. わからない	28.7%	24.8%	-3.9%	23.9%	24.1%	0.2%	18.5%	20.5%	2.0%	34.0%	31.1%	-2.9%	34.8%	25.6%	-9.2%
② 地域貢献																
a 地域貢献（金 融活動を通じた地 域経済への貢献 等）の状況	イ. 大変良くやっている	3.4%	2.5%	-0.9%	4.6%	3.0%	-1.6%	5.9%	3.8%	-2.1%	2.1%	1.3%	-0.8%	1.9%	2.0%	0.1%
	ロ. 良くやっている	26.9%	41.2%	14.3%	29.2%	43.5%	14.3%	30.4%	47.6%	17.2%	27.1%	35.8%	8.7%	23.9%	38.2%	14.3%
	ハ. もう少しやってほしい	43.8%	37.2%	-6.5%	42.5%	37.4%	-5.2%	44.4%	35.1%	-9.4%	38.9%	41.7%	2.8%	43.3%	37.1%	-8.3%
	ニ. 全くやっていない	3.5%	4.7%	1.2%	3.6%	4.1%	0.5%	4.1%	3.8%	-0.3%	2.8%	4.6%	1.9%	3.4%	5.5%	2.0%
	ホ. わからない	22.4%	14.4%	-8.1%	20.0%	12.1%	-8.0%	15.2%	9.7%	-5.5%	29.2%	16.6%	-12.6%	25.5%	17.2%	-8.2%
b 地域貢献に 関する情報開示	イ. 大変進んでいる	1.1%	3.2%	2.1%	1.7%	3.0%	1.3%	1.9%	2.1%	0.2%	3.2%	0.3%	3.4%	3.1%	3.1%	0.7%
	ロ. 進んでいる	23.9%	42.9%	19.0%	28.0%	47.2%	19.1%	30.4%	50.3%	20.0%	23.6%	41.1%	17.4%	18.6%	37.6%	19.0%
	ハ. あまり進んでいない	39.7%	29.2%	-10.4%	40.3%	28.2%	-12.1%	42.2%	26.4%	-15.8%	36.8%	31.8%	-5.0%	38.8%	30.5%	-8.4%
	ニ. 全く進んでいない	6.5%	4.1%	-2.5%	7.7%	3.9%	-3.9%	7.0%	3.1%	-3.9%	9.0%	5.3%	-3.7%	5.0%	4.3%	-0.7%
	ホ. わからない	28.8%	20.6%	-8.2%	22.2%	17.8%	-4.5%	18.5%	18.1%	-0.5%	29.2%	17.2%	-11.9%	37.3%	24.1%	-13.1%
③ その他一預金 者へのサービス（預 金・投資信託・国 債・保険の販売、口 座振替、ATM等）	イ. 大変良くなった	1.6%	3.3%	1.7%	1.7%	4.1%	2.4%	1.5%	5.2%	3.7%	2.1%	2.0%	-0.1%	1.6%	2.3%	0.7%
	ロ. 良くなった	34.8%	54.4%	19.6%	38.4%	54.9%	16.5%	40.4%	53.5%	13.1%	34.7%	57.6%	22.9%	30.1%	53.7%	23.6%
	ハ. あまり良くなっていない	37.6%	25.7%	-12.0%	42.8%	26.7%	-16.1%	40.0%	26.0%	-14.0%	47.9%	27.8%	-20.1%	31.1%	24.4%	-6.6%
	ニ. 全く良くなっていない	9.0%	3.6%	-5.4%	8.5%	3.9%	-4.6%	8.1%	2.8%	-5.4%	9.0%	6.0%	-3.1%	9.6%	3.2%	-6.5%
	ホ. わからない	17.0%	13.1%	-3.9%	8.7%	10.5%	1.8%	10.0%	12.5%	2.5%	6.3%	6.6%	0.4%	27.6%	16.4%	-11.3%

明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化への取組み」、「地域貢献の状況」、「地域貢献に関する情報開示」、「その他－預金者へのサービス」の5項目である。

積極的評価が多かったものの順でいうと、「その他－預金者へのサービス」(57.7%)、「地域貢献に関する情報開示」(46.1)、「顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化への取組み」(44.3)となる。

積極的評価がもっとも高かったのが「その他－預金者へのサービス（預金、投資信託・国債・保険の販売、口座振替、ATM等）である。その理由として、ATMの利便性が向上、取扱商品の種類が増加、営業時間の延長、インターネットバンキングが普及していることが挙げられる。

「地域貢献に関する情報開示」では、地域貢献について記載したディスクロージャー誌や情報誌等を配布している、ディスクロージャー誌やホームページにおいて地域貢献についての内容が充実してきている、マスコミを通じたPR、などの積極的評価がなされている。

「顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化への取組み」では、積極的評価の理由として、明確な説明や迅速な対応がなされるようになっていて、専門部署・窓口が設置され、内部規則・対応マニュアルが整備されている、契約の内容説明・意思確認や契約書等交付の方法が改善されているが指摘されている。

逆に積極的評価の少なかった項目は、「早期事業再生に向けた取組み」(19.4%)、「創業・新事業支援等に対する取組み」(32.8)、「新しい中小企業金融への取組み」《33.3》の順である。

もっとも積極的評価の低かったのが「早期事業再生にむけた取組み」である。その理由として挙げられているのが、取組み姿勢が消極的、中小企業再生支援協議会の活用が不十分、企業再生ファンドの組成・活用が不十分、依然としてノウハウや人材不足、融資体制の不十分さが指摘されている。

「創業・新事業支援等に対する取組み」は前年に比べて積極的評価が8.3ポイント増加したが消極的評価の方が多い。その理由としては、取組み姿勢が消極的であること、依然としてノウハウや人材が不足していて、融資態勢の整備が不十分、創業・新事業支援等に係る案件がない、依然として担保・保証に依存している、が挙げられている。

「新しい中小企業金融への取組み」では積極的評価として、無担保、第三者保証不要の融資商品が増加していることや、スコアリングモデルを活用したローン、シンジケートローン等、資金調達手段が多様化しているとか、企業の事業内容や将来性等を評価した融資が行われていると評価されている反面、消極的評価としては依然として担保・保証に依存していると事業の将来性を評価できる人材が不足し、融資体制の整備が不十分と指摘され、全体として、まだ消極的評価の方が上回っているのが実状である。

【小括】

金融システム論において「中小・地域金融問題」は、主要論点からはずされたり、二次的な位置づけを与えられることが多く、問題が山積している分野である。諸外国でも、また歴史的に見ても、「中小・地域金融問題」は「金融の隙間」と認識されて、そこにおける金融的ニーズが充足されないまま放置され、さらに大きな問題へと広がり、金融システムが解決すべきテーマ・分野と認識されてきた。とくに金融システムの大きな構造変化が進行するような状況・局面においては、中小・地域金融機関だけでなく、地域の産業や経済、地域住民に深刻な影響を及ぼすのである。このような問題意識に基づいて、我が国の金融システム改革の論議において、中小・地域金融問題がどのように位置づけられてきたかというテーマに沿って、これまで検討を重ねてきた。²⁶

本稿ではその視角からさらに対象を最近の時点にまで引き寄せて、いわゆる『構造改革』論の流れのなかで、「金融再生プログラム」の基本的性格を確認するとともに、言われるところの金融再生が、中小・地域金融にいかなる影響をもたらすのであろうかという視角から問題点を探ろうとしたのである。どのような観点でこの問題に接近しようとしているのかが実はポイントなのである。しかし現段階では、『金融再生プログラム』自身の本格的検討も評価も十分には行われていない。したがって「金融再生」が中小・地域金融に及ぼす影響については、まさに解明が求められている現代的課題である。

本稿はまた、「金融再生」とリレーションシップバンキングの関連、およびリレーションシップバンキングの本質の捉え方についても明確化を求めている。²⁷しかし考察は問題の提起と、若干の問題点の整理に終わっている。何故ならこの問題について何らかの積極的な主張を行うためには、実証的調査・研究が不可欠だからである。リレバンの評価についてもまさしくそのとおりであって、地域の金融機関や地域の中小企業・地域経済についての実態把握をふまえて行われる必要があることは改めて確認されなければならない。本稿はそのような作業に向けて、問題提起と論点の第一次的整理を中心としたものだったのである。

《本稿は、科学研究費補助金による研究成果の一部である。

研究課題『金融システムの変革・不良債権問題と地域金融・
企業をめぐる法・政策研究』・研究代表者・田中克志》

²⁶ この点に関説した最近の研究として、斉藤 正、『戦後日本の中小企業金融』、ミネルヴァ書房、2003年5月、箕輪重則、「中小企業金融の課題」、全銀協編、『金融』2002年6月、9ページ。

²⁷ 下平尾 勲、「地域経済の再生と地域密着型金融」、『金融ジャーナル』2005年9月号、なおリレーションシップバンキングをめぐる広範囲にわたる論点整理を行ったものとして、由里宗之、「わが国におけるリレーションシップバンキングの再生のために」、同氏、『リレーションシップバンキング入門』、きんざい、2003年6月。